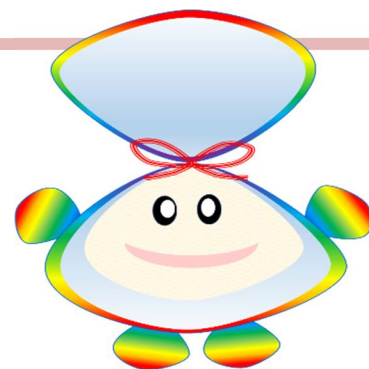


Monthly



島根労働局公式キャラクター
しじろー

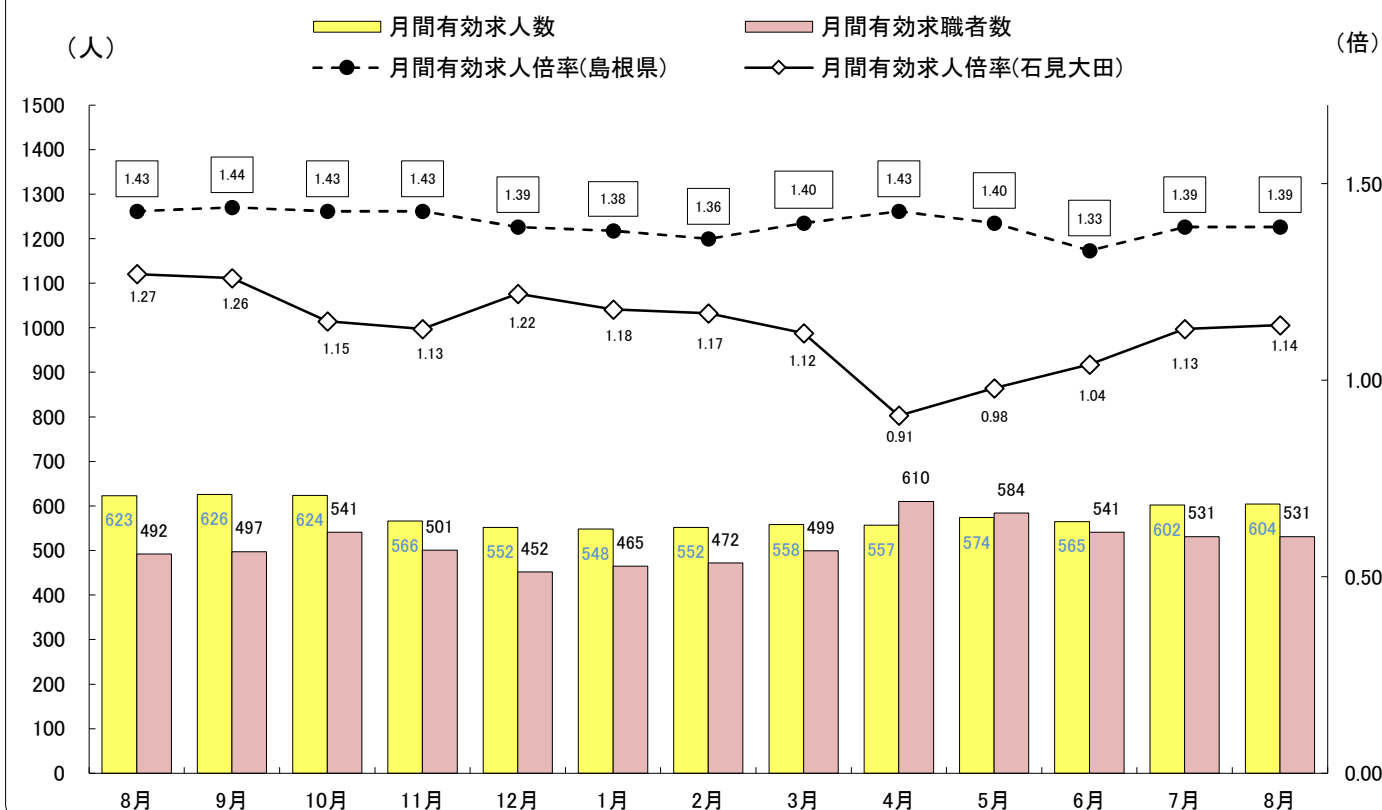
令和7年8月

ハローワーク石見大田

[令和7年10月3日(金)公表]

〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1
Tel 0854-82-8609 Fax 0854-82-1059

求人・求職と求人倍率の推移(月間有効)



《月間有効求人倍率》 令和7年8月の石見大田所管内の月間有効求人倍率は1.14倍で
前年同月(令和6年8月)を0.13ポイント下回りました。

全 国	1.20	島根県	1.39	石見大田	1.14
-----	------	-----	------	------	------

- (注) 1 このハローワーク・マンスリーに使用している求人数、求職者数は、新規学卒を除き、パートタイムを含む。
2 全国及び島根県の有効求人倍率は季節調整値。石見大田は原数値。
3 令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

求人・求職の動き (学卒を除き、パートを含む)

【 令和 7 年 8 月内容 】

《求人関係》

新規求人数は 186 人で、前年同月比▲9.7% (20 人) 減少しました。

このうち、フルタイム求人は 114 人で、前年同月比▲10.9% (14 人) 減少しました。パート求人は 72 人で、前年同月比▲7.7% (6 人) 減少しました。

パート求人数の全体求人数に占める割合は 38.7%となっています。

新規求人数を産業別に前年同月比でみると、主な産業で増加したのは、建設業で 28.6%(4 人)、運輸業・郵便業で 200.0%(10 人)でした。主な産業で減少したのは、製造業で▲20.0%(8 人)、医療・福祉で▲17.1%(12 人)でした。

月間有効求人数は 604 人で、前年同月比▲3.0% (19 人) 減少しました。

《求職関係》

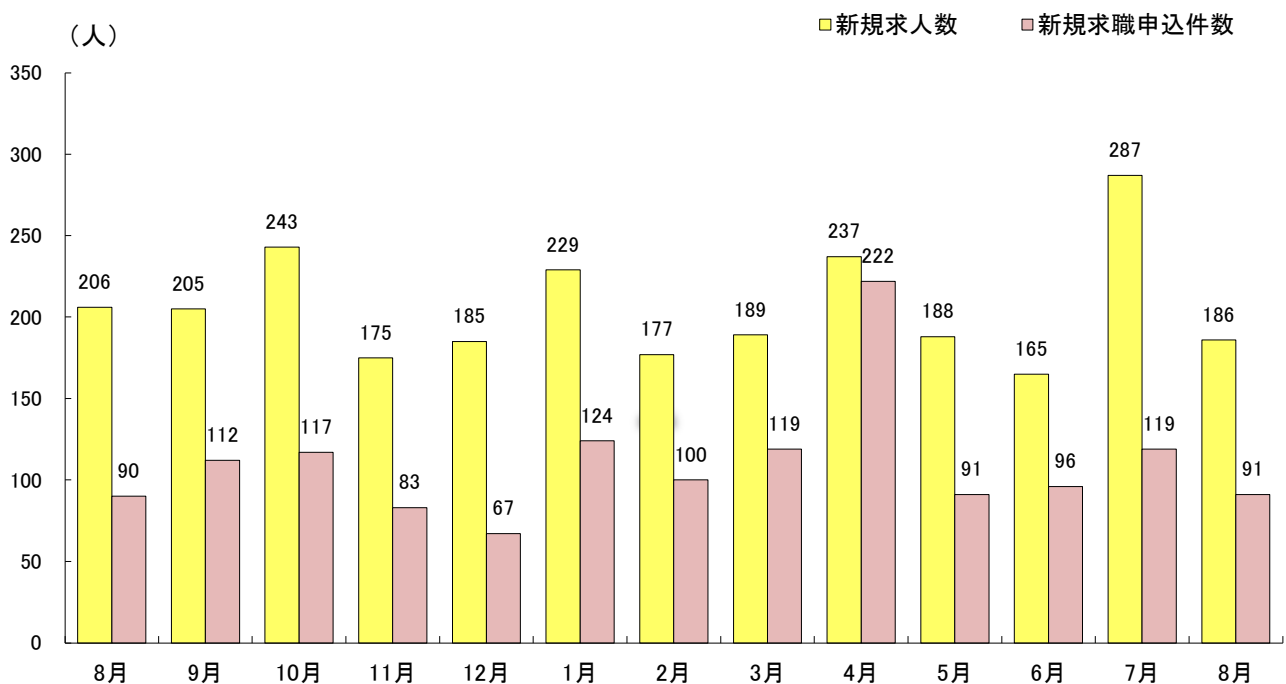
新規求職者数は 91 人で、前年同月比 1.1% (1 人) 増加しました。

このうち、65 歳以上は 25 人で、同 92.3% (12 人) 増加しました。

常用新規求職者の離職理由等の状況を前年同月比でみると、自己都合離職者は 42 人で▲8.7% (4 人) 減少、事業主都合離職者は 8 人で▲20.0% (2 人) 減少、在職者は 27 人で 12.5% (3 人) 増加しました。

月間有効求職者数は 531 人で、同 7.9% (39 人) 増加しました。

求人・求職の推移(新規)



《一般職業紹介状況》

項 目	当月	前年同月	対前年同月比
一般新規求人数	186	206	▲ 9.7
うちフルタイム求人	114	128	▲ 10.9
うちパート求人	72	78	▲ 7.7
月間有効求人数	604	623	▲ 3.0
就職件数	51	34	50.0
うち65歳以上	8	5	60.0
うち（保）受給者	22	14	57.1
新規求職申込件数	91	90	1.1
うち65歳以上	25	13	92.3
うち（保）受給者	18	23	▲ 21.7
月間有効求職者数	531	492	7.9
うち65歳以上	105	76	38.2

《常用新規求職者の離職理由等の状況》

項 目	当月		前年同月	対前年同月比
		割合		
離職者	56	61.5%	59	▲ 5.1
事業主都合	8	8.8%	10	▲ 20.0
自己都合	42	46.2%	46	▲ 8.7
自営・その他	6	6.6%	3	100.0
在職者	27	29.7%	24	12.5
無業者	8	8.8%	7	14.3
合 計	91	100.0%	90	1.1

《産業別新規求人状況》

項 目（産業分類）		新規求人数			前年同月	対前年同月比
		一般	パート	合計		
農，林，漁業(01～04)		3	0	3	5	▲ 40.0
鉱業，採石業，砂利採取業(05)		0	0	0	0	-
建設業(06～08)		18	0	18	14	28.6
製造業		19	13	32	40	▲ 20.0
食料品製造業(09)		6	3	9	23	▲ 60.9
飲料・たばこ・飼料製造業(10)		0	7	7	3	133.3
繊維工業(11)		2	3	5	5	0.0
木材・木製品製造業(12)		0	0	0	3	-
プラスチック製品製造業(18)		0	0	0	0	-
窯業・土石製品製造業(21)		5	0	5	1	400.0
電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)		2	0	2	0	-
輸送用機械器具製造業(31)		4	0	4	3	33.3
電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)		0	0	0	0	-
情報通信業(37～41)		0	1	1	0	-
運輸業，郵便業(42～49)		14	1	15	5	200.0
卸売業，小売業(50～61)		12	14	26	32	▲ 18.8
金融業，保険業(62～67)		0	0	0	0	-
不動産業，物品賃貸業(68～70)		0	0	0	0	-
学術研究，専門・技術サービス業(71～74)		0	0	0	0	-
宿泊業，飲食サービス業(75～77)		2	12	14	18	▲ 22.2
生活関連サービス業，娯楽業(78～80)		0	0	0	2	-
教育，学習支援業(81～82)		2	0	2	2	0.0
医療，福祉(83～85)		33	25	58	70	▲ 17.1
複合サービス事業(86～87)		7	2	9	11	▲ 18.2
サービス業（他に分類されないもの）(88～96)		4	4	8	7	14.3
公務・その他(97～99)		0	0	0	0	-
合 計		114	72	186	206	▲ 9.7

《雇用保険関係業務取扱状況》

項 目	当月	前年同月	対前年同月比
適用事業所数	680	685	▲0.7
被保険者数	6,730	6,728	0.0

項 目	当月	前年同月	対前年同月比
初回受給者数	18	20	▲10.0
受給者実人員	148	125	18.4

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円



活用のポイント

賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	



活用のポイント

労働時間削減等の取組
(賃上げ)＋設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.9)